

5 学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりの心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条】

（いじめ解消の定義）

いじめが解消されている状態とは、次の2つの要件を満たしていることとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月以上の期間）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（面談などにより確認）

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。
- (7) 社会通念上は親切だとしても、相手に苦痛が生じるときはいじめと認知する。（学校は、「いじめ」という言葉を使わず、柔軟に指導して対応する。）

II いじめの未然防止のための取り組み

1 児童に対して

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- (2) 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導等の指導を通して育む。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- (5) 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- (6) 情報モラル教育の指導により、児童に正しい使い方やモラルについての理解を図る。また、保護者にも情報モラルについての啓発を行う。
- (7) 特に配慮が必要な児童においては、下記の通り対応・配慮する。

- 発達障がいを含む障がいのある児童に係るいじめについては、適切な指導及び支援を行う。
- 帰国児童や外国につながる児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守る。
- 性同一障がいなどについて、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知徹底する。
- 東日本大震災により被災した児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

2 教員に対して

- (1) 学級や学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や肯定感、自尊感情を育むため、児童生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進するとともに、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努めるとともに、児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

III いじめ防止等の対策のための組織

1 「いじめ対策委員会」の設置

本校は、いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭

(2) 取り組み内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ② いじめに関わる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取り組み
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級の状況報告等）
- ⑤ いじめ防止に関わる児童生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

(4) 全職員の出席による「いじめ対策委員会」を以下の通り設定する。

- ① 基本方針の年度初めの確認
- ② いじめアンケート全校集約結果と事後対応策の共通理解
- ③

(5) 学校設置者への報告

本校は、児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を本校設置者に報告する。

2 児童生徒の主体的な取り組み

- (1) 児童会による「いじめ撲滅宣言」等の取り組み
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や縦割り班活動の推進
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

3 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや校報に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。
- (6) 保護者といじめについて常に相談しやすい関係を築く。

4 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会 年2回(6月, 11月)
- (2) いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断 年2回(7月, 12月)

IV いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や生活ノートも活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童生徒を対象としたアンケート調査 年3回(6月, 11月, 2月)
- (2) 児童との面談 年3回(6月, 11月, 2月)
- (3) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回(12月)
- (4) 教育相談を通じた児童生徒からの聞き取り調査 年2回(7月, 12月)

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。また、いじめに関わって保護者が担任または養護教諭に気軽に相談できるよう、学校としての体制を保護者に対して十分に伝えておくようにする。

本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

○ 日常のいじめ相談(児童生徒及び保護者)	→	全教職員が対応
○ 地域からのいじめ相談窓口	→	副校長
○ インターネットを通じて行われるいじめ相談	→	学校または所轄警察署
※ 滝沢市設置の相談窓口(教育委員会)	→	684-2111
※ 24時間いじめ相談電話(県教委)	→	019-623-7830(24時間対応)

V いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。

- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事案認識をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。また、いじめられた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められたときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童生徒の心を癒やすために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に、児童生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

VI 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相等の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第 28 条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者(当該教育委員会)に報告する。
- (2) 児童生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

◇学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援の下、以下の通りに対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。

- (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
◇学校の設置者（当該教育員会）が調査の主体となる場合
設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅶ 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に目標の達成状況を評価する。

- いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること
- いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること

Ⅷ その他

※ 指導などで児童または保護者に接する場合は、必ず2人以上で対応することを基本とする。

1 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

H29.4月 改定点

- ・Ⅰ 2 (いじめ解消の定義)
- ・Ⅰ 3 (7) 特に配慮が必要な児童への対応・配慮について
- ・Ⅱ (6) 情報モラル教育の指導による理解および保護者への啓発について
- ・Ⅱ (7) 特に配慮が必要な児童への対応・配慮
- ・Ⅲ (5) 学校設置者への報告
- ・Ⅳ (1) 年3回に変更
- ・Ⅳ (2) 児童との面談 追加(以下(2)が(3), (3)が(4)に)
- ・Ⅶ 「自校の取り組みを評価する。」の文言を「目標の達成状況を評価する。」に変更。